

業務委託契約書

警察共済組合茨城県支部長（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、警察共済組合茨城県支部組合員に係る健康情報冊子の作成について、次の条項により契約を締結する。

1 件 名	健康情報冊子作成業務委託
2 業 務 内 容	健康情報冊子の作成
3 規 格	仕様書のとおり
4 委 託 料	○○○円（うち消費税及び地方消費税○○○円） ※ 健康情報冊子作成費用及び納品に係る費用を含む。
5 納 入 期 限	令和8年2月27日（金）
6 納 入 場 所	茨城県水戸市笠原町978番6 警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）
7 納 入 方 法	所属コードごとの一覧表を作成し、所属コードごとに取りまとめて梱包し、一括納品すること。

(総則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書に基づいて、納入期限内に冊子を納入しなければならない。

(委託業務)

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、仕様書のとおりとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和8年2月27日（金）までとする。

(契約保証金)

第4条 地方公務員等共済組合法施行規程第32条及び地方公務員等共済組合法施行規程運用方針第32条関係により免除する。

(検査)

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について甲の検査を受けなければならない。

- 甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、5日以内に検査を行わなければならない。
- 甲は、検査に合格した物品につき、その引き渡しを受けるものとする。

(委託料の支払い等)

第6条 甲は、この契約に基づく物品の納入を確認した後、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

2 前項において、請求代金に1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に基づいて生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(損害賠償責任)

第9条 乙が本委託業務実施中に乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙がその損害を賠償するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、業務の実施に当たり知り得た個人情報について、関係法令を遵守することに加え、「個人情報取扱注意事項」や茨城県が定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき適正に取り扱うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行することが困難であると甲が認めたとき。
- (3) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があると認めたとき。
- (4) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (5) 乙がこの契約に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 甲は、第1項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知する。

(遅滞（履行遅延）の違約金)

第12条 乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）

第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があると

きはその端数を切り捨てるものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、この契約による業務の遂行に際し知り得た事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6

警察共済組合茨城県支部

支部長 滝澤幹滋

乙 受託者

仕様書

本仕様書は、警察共済組合茨城県支部長が委託する業務の内容について定める。

1 件名

健康情報冊子作成業務委託

2 実施業務

令和7年度健康診断結果に基づいた、自身の健康状態の把握及び生活習慣改善のための健康情報冊子の作成

3 業務内容及び運用

(1) 対象者情報の受渡し

警察共済組合茨城県支部は、受託者に対し、対象者の健診結果等を電子データ（CSV形式）で提供することとする。

なお、提供するデータは以下のとおりとする。

ア 記号・番号

イ 氏名

ウ 氏名フリガナ

エ 性別

オ 生年月日

カ 所属（事業所）コード

キ 所属名

ク 健診結果

身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧
脂質	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール
血糖	空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c、尿糖
肝機能	GOT、GPT、 γ -GTP
腎機能	血清クレアチニン、尿蛋白
貧血	ヘマトクリット、血色素量、赤血球数

(2) 冊子の作成

受託者は、警察共済組合茨城県支部から提供されたデータに基づき、対象者個々人の健診

結果や健康リスクに合わせ、対象者個人別に作成された冊子を作成すること。

なお、当該冊子については、別添「健康情報冊子作成基準」を満たすものとする。

3 作成部数

176冊

4 納入期限

令和8年2月27日（金）

5 納入場所

茨城県水戸市笠原町978番6

警察共済組合茨城県支部（茨城県警察本部庁舎6階厚生課内）

6 納品方法

受託者は、作成した冊子について、所属コードごとに対象者の一覧表を作成し、所属コードごとに取りまとめ、5の納品場所へ納品すること。

7 留意事項

- (1) 対象者データの提供及び健康情報冊子の納品スケジュールについては、打ち合わせの上、決定することとする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、関係法令等を遵守し安全管理に万全を期すこと。
- (3) 健康情報冊子の内容については、原則として、厚生労働省の基準に準じて作成すること。
- (4) 健康情報冊子に営利目的の広告等を掲載しないこと。
- (5) 受託者は、業務の実施に当たり事故等が発生した場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに警察共済組合茨城県支部長に報告すること。
- (6) 本仕様書に明記のない事項については、警察共済組合茨城県支部長の承認を受けた上で実施すること。

健康情報冊子作成基準

原 則	対象者個々人の健診結果や健康リスクに合わせ、個人別に作成された冊子であること。																
サイズ等	A4判／フルカラー／10ページ以上																
掲載内容	<p>1 健診結果及びリスク判定 提供された健診結果の検査項目数値と3段階以上（正常、注意、要受診等）で判定された健康リスクの判定結果を掲載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>健診結果</th> <th>検査項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体計測</td> <td>身長、体重、BMI、腹囲</td> </tr> <tr> <td>血 壓</td> <td>収縮期血圧、拡張期血圧</td> </tr> <tr> <td>脂 質</td> <td>中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール</td> </tr> <tr> <td>血 糖</td> <td>空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c、尿糖</td> </tr> <tr> <td>肝 機能</td> <td>GOT、GPT、γ-GTP</td> </tr> <tr> <td>腎 機能</td> <td>血清クリアランス、尿蛋白</td> </tr> <tr> <td>貧 血</td> <td>ヘマトクリット、血色素量、赤血球数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 同世代比較 健診結果について、同世代と比較した場合の、おおよその自身の健康リスク状況がわかる内容とすること。 ※ 同世代の平均値の表記 等</p> <p>3 総合判定 健診結果に基づく、対象者の総合的な健康状況を掲載すること。 なお、対象者に生活習慣病発症リスクがある場合、そのリスクを併せて表記し、生活習慣改善のためのアドバイスを掲載すること。</p> <p>4 その他 改善すべき生活習慣、セルフチェック方法、おすすめの対策やコラムなどを、グラフやイラスト等を使って視覚的にわかりやすい内容で作成すること。</p> <p>5 冊子に関する問合せ先 対象者からの本冊子に関する質疑等に対応できる問合せ先を表記すること。</p>	健診結果	検査項目	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲	血 壓	収縮期血圧、拡張期血圧	脂 質	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール	血 糖	空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c、尿糖	肝 機能	GOT、GPT、 γ -GTP	腎 機能	血清クリアランス、尿蛋白	貧 血	ヘマトクリット、血色素量、赤血球数
健診結果	検査項目																
身体計測	身長、体重、BMI、腹囲																
血 壓	収縮期血圧、拡張期血圧																
脂 質	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール																
血 糖	空腹時血糖又は随時血糖、HbA1c、尿糖																
肝 機能	GOT、GPT、 γ -GTP																
腎 機能	血清クリアランス、尿蛋白																
貧 血	ヘマトクリット、血色素量、赤血球数																

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に関わる業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、その使用する職員に対し、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務処理に関し、個人情報を収集する場合は、業務目的を達成するために必要最小の範囲で、適法かつ公正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾を受けた場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第5条 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料等の返還等)

第6条 乙は、業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は提供しなければならない。ただし、他の法令等による規定がある場合又は甲が別に指示した場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 乙は、業務の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を甲の承諾を得ないで複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、業務を処理するに当たりその個人情報の取扱いは自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。